

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
公的サービスの産業化	<<厚生労働省>> 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<②民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開> ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択 ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)			第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)				
	<②医療関係職種の高齢促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等> <(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施> <(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進> 医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応 ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用して、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知						好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】 データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組み企業の数【500社】 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】
	介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定 「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進							

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
公的サービスの産業化	<<厚生労働省>> 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会						
	<②民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開> ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択 ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ ・第2期(2018～2023年度)に向けて、全健保組合にアドバイスシートを作成・送付(2016年6月) ・中・小規模の健康保険組合に対し、事業導入に係る初期費用を補助 ・「データヘルス・予防サービス見本市」を開催し、民間企業等とのマッチングを推進 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)		第1期における優良事例の要素を反映し、更に効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)				
						好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】 データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組み企業の数【500社】 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】

重要課題：公的サービスの産業化

改革項目：⑩民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応	
第一階層	好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数	全保険者 (2017年)	652市町村国保 22広域連合 222健保組合 4共済組合 6国保組合 48協会けんぽ支部 (2017年3月)	B	・次回は2018年7月ごろに調査予定 ・平成30年度から開始される第2期データヘルス計画に向けて、「データヘルス計画作成の手引き(改訂版)」(2017年9月)を公表。 引き続きデータヘルス計画の進捗管理・評価改善を促す。
	データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者	データヘルス計画策定の全保険者 (2017年)	727市町村国保 7広域連合 659健保組合 9共済組合 43国保組合 37協会けんぽ支部 (2017年3月)	B	・次回は2018年7月ごろに調査予定 ・「事例に学ぶ効果的なデータヘルスの実践」(2017年7月)を公表。
	健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者	データヘルス計画策定の全保険者 (2017年)	—	N	37の健康保険組合を対象に、健康維持率、服薬コントロール率、重症疾患発症率について、試験的に算出(2017年9月公表)。 算出結果等を踏まえ、今後各指標の要件の再定義も含め検討する。
	健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数	500社	235社 (2017年3月)	A	・次回は2018年7月ごろに調査予定。 ・2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 ・事業主の健康経営と、健康保険組合のデータヘルスの連携を促すために、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」(2017年7月)を公表。
	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数	1万社	12,195社 (2017年3月)	A	・次回は2018年7月ごろに調査予定 ・2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 ・事業主の健康経営と、健康保険組合のデータヘルスの連携を促すために、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」(2017年7月)を公表。
	保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数	100社	98社 (2017年3月)	A	・次回は2018年7月ごろに調査予定 ・2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 ・2017年12月頃に、民間事業者の活用を促すために「データヘルス・予防サービス見本市」を開催予定。
第二階層	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況	見える化	—	F	37の健康保険組合を対象に、健康維持率、服薬コントロール率、重症疾患発症率について、試験的に算出(2017年9月公表)。 算出結果等を踏まえ、今後各指標の要件の再定義も含め検討する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
公的サービスの産業化	<<厚生労働省>> 通常国会 概要要求 税制改正要望等 年末 通常国会 <②民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開> ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択 ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期) 第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)						好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】 データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】
	<②医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等> <(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施> <(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進> 医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応 ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知 介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定 「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進							

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
公的サービスの産業化	<<厚生労働省>> 通常国会 概要要求 税制改正要望等 年末 通常国会 <②医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等> <(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施> <(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進> 医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応 ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知 介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を2016年3月に策定 ・「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を活用し、取組を推進 ・自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援						<前頁参照> <前頁参照>	

重要課題：公的サービスの産業化

改革項目：①医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等

(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施

(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
医療法人の医療・健康増進関連サービスの実施	<p>附帯業務に関する通知の改正を検討中</p>	<p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、引き続き、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p>
<p>・看護師等の医療関係職種の民間の健康サービス事業での活躍促進</p> <p>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知</p>	<p>・グレーゾーン解消制度により、随時対応。</p> <p>・平成28年度予算から患者のための薬局ビジョン推進事業において、患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業を開始しており、テーマの1つとして、薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり支援事業を実施している。事業終了後に都道府県から報告を受けており、優良事例の展開を促進するために、自治体担当者や地域の薬剤師会を集めた会議等で事例を報告している。</p> <p>また、平成29年度には、各都道府県のテーマ別モデル事業の担当者を集め、各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開を促した。</p>	<p>・グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応。</p> <p>・平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。さらに各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し、関係自治体・関係団体への配布を予定している。</p>
<p>保険外サービス活用ガイドブックの取組</p>	<p>「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)について、自治体や事業者向けの説明会で紹介している。また、公的保険外サービスの更なる普及促進に向け、調査研究事業を進めている。</p>	<p>・保険外サービス活用ガイドブックを策定し、公表済み。</p> <p>・当該調査研究事業の結果を公的保険外サービスの更なる普及促進に活用するとともに、介護支援専門員や地域包括支援センター等への周知や普及促進のための具体的手法について検討していく予定である。</p>

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的サービスの産業化	<p>＜②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞</p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p>							
	介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施 ・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 						<p>地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標（研修受講人数等）に対する達成率【100%】</p>
	2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。 ・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 				<ul style="list-style-type: none"> ・書類削減に向けて対応可能なものから実施 ・ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映 ・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 						
	<p>《厚生労働省》</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的サービスの産業化	<p>＜②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞</p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p>							
	介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出、成立	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施 ・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 						<p>地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標（研修受講人数等）に対する達成率【100%】</p>
	2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。 ・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 				<ul style="list-style-type: none"> ・書類削減に向けて対応可能なものから実施 ・ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映 ・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 						

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
地域医療介護総合確保基金による取組の支援	介護事業所における学生のインターンシップや職場体験の導入を促進するため、2017年度予算において、地域医療介護総合確保基金に、その実施に要する費用の助成メニューを創設し、都道府県が行う取組に対する支援を実施。	地域医療介護総合確保基金の活用により、各都道府県が地域の実情に応じて実施する「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組について、引き続き支援する。
・介護職を目指す学生への修学資金の貸し付け等 ・離職した介護福祉士の円滑な再就業支援	・返還免除付きの修学資金貸付制度により、介護職を目指す学生への支援を引き続き実施。 ・2016年度第2次補正予算において、大都市、被災地等の介護人材の確保が特に困難な地域における貸付額を倍増した再就職準備金により、離職した介護職員の再就職支援を引き続き実施。	返還免除付きの修学資金貸付制度や再就職準備金貸付制度の周知等により、当該制度の更なる活用を進める。
・書類の削減 ・介護ロボット、ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組	・介護事業所におけるICTの活用については、これまで、介護現場における業務効率化の効果検証及び普及に向けた課題の整理等を進めてきた。 ・介護ロボットについては、2016年度より、介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業を実施している。 ・介護事業所における書類削減については、介護事業所における削減可能な文書等の実態把握を行っている。	・介護事業所におけるICT普及促進のため、介護情報の事業所間連携を見据えたICTの標準仕様の作成に向けて必要な取組を進めていくために必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。 また、生産性向上については、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行うために必要な経費を、2018年度概算要求において盛り込んでいる。 ・2018年度介護報酬改定での介護ロボットを用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について社会保障審議会介護給付費分科会において検討している。 ・介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請するなど、2020年代初頭までの文書量の半減に取り組むこととしている。
介護ロボットの開発等	・介護ロボットの開発を促進する上では、介護現場のニーズを踏まえることが重要。このため、2016年度より、介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業を実施している。	・介護ロボットの開発・普及の加速化を図るため、開発プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを配置する等の必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。 ・また、2018年度介護報酬改定に向けて、介護ロボットを用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について社会保障審議会介護給付費分科会において検討している。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層 地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率	(都道府県の数) 47都道府県 (研修受講人数等) 100% (2020年度)	都道府県の数: 47都道府県 (2017年3月) 研修受講人数等: 約110% (2017年3月)	A	地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組については、全都道府県が実施している。今後も引き続き、都道府県の取組を支援する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
公的サービスの産業化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組> <(i)医療保険のオンライン資格確認の導入>							
	具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施	医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備		医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入				
	<(ii)医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上>							
医療等分野の番号の具体的な制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論を得る	医療等分野における番号の段階的運用の実施に向けた準備		オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始、2020年までに本格運用を目指す			-	-	
<(iii)医療等分野における研究開発の促進>								
既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討	プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施							
《厚生労働省》								

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
公的サービスの産業化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組> <(i)医療保険のオンライン資格確認の導入>							
	具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施	医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備		医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入				
	<(ii)医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上>							
医療等分野のIDの具体的な制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論	医療等分野におけるIDの段階的運用の実施に向けた準備		オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野におけるIDの段階的運用を開始、2020年からの本格運用を目指す			-	-	
<(iii)医療等分野における研究開発の促進>								
既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討	プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施							

重要課題：公的サービスの産業化

改革項目：⑳マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組

- (i)医療保険のオンライン資格確認の導入
- (ii)医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上
- (iii)医療等分野における研究開発の促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
医療保険のオンライン資格確認	2018年度からの段階的運用開始を目指して、着実に準備を進めている。	2018年度～ オンライン資格確認の段階的運用開始 2020年～ オンライン資格確認の本格運用開始
医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年12月 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書 とりまとめ ・2016年度中 医療等IDに関する調査研究事業を実施 	2018年度～医療等IDの段階的運用開始 2020年～ 医療等IDの本格運用開始
医療等分野における研究開発の促進	2016年度より開発研究に着手した医療情報を解析に資する状態で効率的に収集するシステムや人工知能を用いて利活用するシステムなど、実現可能性の高い例について順次試験的運用を開始している。	2017年度の研究結果をふまえ実現可能性の高いシステムについて、本格運用を開始する予定。

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度					
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討> <(i)高額療養費制度の在り方></p> <p>外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>									
	<p><(ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方></p> <p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p>									
	<p><(iii)高額介護サービス費制度の在り方></p> <p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>									
<p><(iv)介護保険における利用者負担の在り方 等></p> <p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>										

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度						
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討> <(i)高額療養費制度の在り方></p> <p>外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討</p> <p>高額療養費制度の見直しを2017年8月から段階的に実施</p>									
	<p><(ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方></p> <p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p>									
	<p><(iii)高額介護サービス費制度の在り方></p> <p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討</p> <p>高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施</p>									
<p><(iv)介護保険における利用者負担の在り方 等></p> <p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討</p> <p>検討結果に基づき、利用者負担割合の見直しを2018年8月から実施するための法案を2017年通常国会へ提出</p>										

重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

改革項目：④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討

- (i)高額療養費制度の在り方
- (ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方
- (iii)高額介護サービス費制度の在り方
- (iv)介護保険における利用者負担の在り方 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
高額療養費制度の在り方	社会保障審議会医療保険部会における議論の結果等を踏まえ、平成29年7月に関係法令を改正し、公布(平成29年8月1日施行)。	現役並み所得者の所得区分を細分化する等の見直しを実施する予定(平成30年8月1日施行予定)。
後期高齢者の窓口負担の検討	今後、社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の窓口負担の在り方について議論を行う予定。	引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を進め、平成30年度末までに結論を得る。
高額介護サービス費制度の在り方	2017年8月より、住民税課税世帯に係る高額介護サービス費の月額負担上限額を引き上げるとともに、介護保険の利用者負担割合が1割負担の者のみの世帯については、年間の負担上限額を設定。	改革工程表に記載された改革は達成済み
介護保険の利用者負担の在り方	2017年6月に成立した介護保険法改正法により、介護保険の利用者負担について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることとなった(2018年施行)。	改革工程表に記載された改革は達成済み

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜②現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討＞</p> <p>＜(i)介護納付金の総報酬割＞</p> <p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>＜(ii)その他の課題＞</p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p> <p>＜③医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討＞</p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法(公布日(平成27年9月9日)から3年以内に施行予定)による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p> <p>＜厚生労働省＞</p>						-	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜厚生労働省＞</p> <p>＜②現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討＞</p> <p>＜(i)介護納付金の総報酬割＞</p> <p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討</p> <p>検討結果に基づき、介護納付金の総報酬割を2017年8月分から段階的に実施するための法案を2017年通常国会へ提出</p> <p>＜(ii)その他の課題＞</p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p> <p>＜③医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討＞</p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討</p> <p>マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p> <p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法(公布日(平成27年9月9日)から3年以内に施行予定)による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p>						-	-

重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

改革項目：㊸現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討

(i)介護納付金の総報酬割

(ii)その他の課題

㊹医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
介護納付金の総報酬割	2017年6月に成立した介護保険法改正法により、8月分の介護納付金から総報酬割を導入(2018年施行)。	改革工程表に記載された改革は達成済み
現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を計るためのその他の課題の検討	被用者保険者の後期高齢者支援金について、平成29年度から全面総報酬割を導入するとともに、拠出金負担の特に重い保険者の負担軽減を実施。	負担の特に重い保険者の負担軽減を引き続き実施する予定。
医療保険における金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの検討	今後、社会保障審議会医療保険部会において、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方について議論を行う予定。	引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を進め、平成30年度末までに結論を得る。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(1)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討></p> <p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p>						-	-
	<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>							
	<p>《厚生労働省》</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(1)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討></p> <p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討</p> <p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討</p> <p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討</p>						-	-
	<p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p> <p>生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応</p> <p>通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応</p> <p>福祉用具貸与の価格を適正化するための仕組みの実施</p>							
	<p>《厚生労働省》</p>							

重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

改革項目：⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
 (i)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
軽度者に対する生活援助サービス等の給付の在り方の検討	「経済・財政再生計画改革工程表」において、「軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされている。これを受けて、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等について、実態把握を行っている。	引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等の把握を進め、当該調査結果等を踏まえ、今後、関係審議会等において議論する予定である。
生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに伴った報酬の設定	訪問介護における生活援助中心型のサービスについて、2017年7月5日の社会保障審議会介護給付費分科会において、議論した。	2018年度介護報酬改定に向けて、引き続き社会保障審議会介護給付費分科会において議論する。
通所介護などその他給付の適正化	通所介護について、2017年6月21日の社会保障審議会介護給付費分科会において、議論した。	2018年度介護報酬改定に向けて、引き続き社会保障審議会介護給付費分科会において議論する。
福祉用具貸与の価格の適正化	社会保障審議会介護保険部会において、福祉用具の給付のあり方について議論し、結論を得た。	社会保障審議会介護保険部会での検討内容を踏まえ、以下の見直しを実施する予定である。 ・厚生労働省が商品ごとに全国平均貸与価格を公表する ・福祉用具貸与業者に対し、貸与商品の全国平均貸与価格と当該福祉用具貸与業者における貸与価格の両方の利用者への説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を義務付ける ・商品ごとに「全国平均貸与価格+1標準偏差」を貸与価格の上限として設定する 【2018年10月施行(複数の商品の提示の義務付けは2018年4月施行)】

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<㉞公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(ii)医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す>							
	費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入に向けて検討、結論		試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応					
	<(iii)生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方等の在り方等の検討>							
	生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論							
	<(iv)市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討>							
公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的内容を検討し、結論		診療報酬改定において適切に対応						
スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)						
<(v)不適切な給付の防止の在り方について検討等>								
保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討								

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会						
	<㉞公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(ii)医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す>						
	費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入を実施		試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応				
	<(iii)生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方等の在り方等の検討>						
	生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論						
	<(iv)市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討>						
公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について検討し、湿布薬の取扱いを見直し		診療報酬改定において適切に対応					
スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討		薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点等を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる					
<(v)不適切な給付の防止の在り方について検討等>							
保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討							

重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- 改革項目：⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
 (ii)医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す
 (iii)生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方等在り方等の検討
 (iv)市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討
 (v)不適切な給付の防止の方等在り方について検討 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
費用対効果評価の検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度からの費用対効果評価の試行的導入について、中医協において具体的内容を検討。 費用対効果評価について、平成30年度からの本格実施に向けて中医協において検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度診療報酬改定において、費用対効果評価の試行的導入の結果を反映。 引き続き、平成30年度からの本格実施に向けて中医協において検討。
生活習慣病治療薬等の処方の方等在り方等の検討	生活習慣病治療薬の処方の方等在り方も含めた外来での生活習慣病管理の方等在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。	中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。
市販品類似薬に係る保険給付について診療報酬改定における適切な対応	平成28年度診療報酬改定で行った湿布薬の適正給付に関する対応について平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。その結果も踏まえ、市販品類似薬に係る保険給付について、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。	中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。
薬剤自己負担の引上げの検討	今後、社会保障審議会医療保険部会において、薬剤の自己負担の方等在り方について議論を行う予定。	引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を進め、平成30年度末までに結論を得る。
保険医療機関に対する監査指導及び適時検査の検討	集団指導等に加え、保険医療機関等への制度の更なる周知のため、指導・監査の普及啓発資料について厚生労働省のHPで公開。	引き続き、保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】	後発医薬品の使用割合 【2017年 70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】
	<⑧後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる>							
	普及啓発等による環境整備に関する事業を実施				2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進			
	診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施	信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化						
	<⑨後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討>				信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報(ブルーブック(仮称))等を公表			
	国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施							
	<⑩後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討>							
特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(22)の見直しを実施								
先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目的に結論								
《厚生労働省》								

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】	後発医薬品の使用割合 【2017年 70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】
	<⑧後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる>							
	普及啓発等による環境整備に関する事業を実施				2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、診療報酬における更なる使用促進など取組を推進			
	診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施	信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化						
	<⑨後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討>				信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報(ブルーブック)等を公表			
	国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施	後発医薬品の薬価の在り方について検討						
	<⑩後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討>							
特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(22)の見直しを実施								
先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目的に結論								

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目：⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる
 ㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討
 ㉒後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
普及啓発等による環境整備に関する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の品質等に関する正しい知識や理解の普及啓発のため、ポスター、リーフレット、Q&Aの作成や医療関係者や国民向けのセミナーを開催するなど、後発医薬品のさらなる理解の促進を図った。 後発医薬品の使用促進策について、平成28年度診療報酬改定の影響及び実施状況調査を実施。その結果と、新たな後発医薬品の数量シェア目標を踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。 都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画(2018～2023年度)の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。
後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化	<p>2015年度までは品質確認検査を年間400品目実施していたが、品質確認検査の実施体制強化に伴い、年間900品目とした。</p> <p>2016年度は検査対象としていた製品で流通していないものがあり、889品目を実施した。検査結果については現在集計中である。</p> <p>2017年度は924品目の品質確認検査を予定している。</p>	<p>2019年度まで、年間900品目の品質確認検査を実施する。</p>
有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報等を公表	<p>医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)を平成29年3月から公表を開始。</p>	<p>2020(平成32)年度までに引き続きブルーブックの作成・公表を行う。</p>
後発医薬品の価格算定ルールの見直し	<p>後発医薬品の薬価の在り方について、平成30年度薬価制度改革に向けて中医協において検討。</p>	<p>中医協の議論を踏まえ、平成30年度薬価制度改革を実施。</p>
先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月17日・10月4日の社会保障審議会医療保険部会、同年5月31日の中医協において、先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について議論。 引き続き社会保障審議会医療保険部会及び中医協において検討を進め、平成29年末までに結論を得る。 	<p>—</p>

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜②後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞</p>							
	<p>普及啓発等による環境整備に関する事業を実施</p>				<p>2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進</p>		<p>後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】</p>	<p>後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>
	<p>診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施</p>		<p>信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化</p>					
	<p>＜③後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞</p>				<p>信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報(ブルーブック(仮称))等を公表</p>			
	<p>国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施</p>							
<p>＜④後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞</p>								
<p>特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(22)の見直しを実施</p>								
<p>先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論</p>								
<p>《厚生労働省》</p>								

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜②後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞</p>							
	<p>普及啓発等による環境整備に関する事業を実施</p>				<p>2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、診療報酬における更なる使用促進など取組を推進</p>		<p>後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】</p>	<p>後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>
	<p>診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施</p>		<p>信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化</p>					
	<p>信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報(ブルーブック)等を公表</p>							
	<p>＜③後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞</p>							
<p>国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施</p>		<p>後発医薬品の薬価の在り方について検討</p>						
<p>＜④後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞</p>								
<p>特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(22)の見直しを実施</p>								
<p>先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論</p>								

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

- 改革項目：⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる
 ㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討
 ㉒後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	後発医薬品の品質確認検査の実施	年間約900品目 (毎年度)	889品目 (2016年度)	A	2016年度に計画していた品目の内、入手できる品目は、全て検査実施した。2016年度の検査結果を本年度末までの間に公表する予定。2017年度は対応中。2019年度まで、年間900品目の品質確認検査を実施する。
第二階層	後発医薬品の使用割合	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2020年9月)	— <参考値> 68.6% (2017年3月 (最近の調剤 医療費の動 向)) ※保険薬局の 調剤レセプト データのみ(院 内処方、紙レ セプトを含まない)	N	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の医薬品価格調査の公表は2017年12月を予定 ・ 最近の調剤医療費の動向における後発医薬品の使用割合の最新値は68.6%(2017年3月)であり、後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られる。 ・ このため、品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。 ・ 診療報酬上の使用促進策については、中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。 ・ 都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画(2018～2023年度)の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><①基礎的な医薬品の安定供給、創業に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討></p> <p>基礎的な医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p>2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的な医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進</p> <p><②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化></p> <p>薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価</p> <p><③薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討></p> <p>薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討、遅くとも2018年央を目途に結論</p> <p><厚生労働省></p>							

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><①基礎的な医薬品の安定供給、創業に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討></p> <p>基礎的な医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p>2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的な医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進</p> <p><②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化></p> <p>薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価</p> <p><③薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討></p> <p>「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(2016年12月)に基づき、薬価制度の抜本改革に向け、取り組む</p>						

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

- 改革項目：①基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討
 ②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化
 ③薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
2015年9月にとりまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進	日本発の革新的医薬品・医療機器等の開発を推進するため、国際水準の臨床研究等の中心的役割を担う病院を「臨床研究中核病院」として医療法上に位置づけ、平成27年4月より施行。現在、11病院が臨床研究中核病院として厚生労働大臣の承認を取得している（平成29年9月時点）。	引き続き、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進等に取り組むとともに、我が国の医薬品産業をより競争力の強い産業とするため、「医薬品産業強化総合戦略」を見直し、革新的医薬品創出のための環境整備を進める。
市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価	平成30年度薬価改定に向けて薬価調査を実施。	市場実勢価格に基づき、平成30年度薬価改定を実施。
薬価改定の在り方についての検討	薬価制度の抜本改革に向けた基本方針に基づき、中医協において、年末に向けて具体的な内容を検討。	中医協等の議論を踏まえ、平成30年度薬価制度改革を実施。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】	200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】 妥結率【見える化】
	<④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善> 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進							
	未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応							
	<⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討> 関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施		関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討	医療機器の流通改善に係る対応策の実施				
	平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応							
	《厚生労働省》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】	200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】 妥結率【見える化】
	<④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善> 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進							
	未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応							
	<⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討> 関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施		医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進					
	平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応							

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目：④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善
⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
医薬品の流通改善の取組	平成29年5月に医療用医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、バーコード表示率、単品単価取引、妥結状況について、関係者で状況を把握し、今後の流通改善に向けた検討を行った。	医療用医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、定期的に取り組の進捗状況を把握し、改善に向けた検討を行う。
医療機器の流通改善に係る対応策	平成28年9月に医療機器の流通改善に関する懇談会を開催し、コード化に関する取組状況、医療機器特有の流通及びそれに伴う取引の状況を把握し、今後の流通改善に向けた検討を行った。	医療機器の流通改善に関する懇談会を開催し、定期的に取り組の進捗状況を把握し、改善に向けた検討を行う。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】 妥結率【見える化】		
	<④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善> 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進								
	未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応								
	<⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討> 関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施 関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討 医療機器の流通改善に係る対応策の実施								
平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応									
《厚生労働省》									

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度					
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】 妥結率【見える化】		
	<④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善> 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進								
	未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応								
	<⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討> 関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施 医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進								
平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応									

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目：④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善
 ⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討

KPIの状況

	KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率	100% (2020年度)	下記表参照 (2016年9月)	B	・表示率は、いずれの項目も増加しており、原則として平成33年4月までに必須表示とされた取組の進展がみられる。 ・今後も、定期的な調査を通じてバーコード表示状況の確認を行う。
第二階層	200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	60% (2020年度)	57.7% (2016年度)	A	・2016年度の実績値は、5.1%の増加であり、取組の進展がみられる。 ・今後も、定期的な調査を通じて単品単価取引の状況の確認を行うとともに、推進に向けた検討を行う。
	調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	65% (2020年度)	60.6% (2016年度)	B	・2016年度の実績値は、2.2%の減少であり、取組は停滞している。 ・今後も、定期的な調査を通じて単品単価取引の状況の確認を行うとともに、推進に向けた検討を行う。
	妥結率	見える化	病院(総計): 99.1% チェーン薬局 (20店舗以上): 93.5% その他の薬局: 98.7% 保険薬局計: 96.9% (2017年3月)	F	・2016年度の診療報酬等改定による未妥結減算制度の導入後、いずれも高い妥結率である。 ・今後も、定期的な調査を通じて妥結状況の確認を行うとともに、更なる流通改善に向けた検討を行う。

(表) 医薬品バーコードの表示率

販売包装単位	商品コード		有効期限		製造番号・製造記号	
	2015	2016	2015	2016	2015	2016
特定生物由来製品	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生物由来製品	99.8%	100.0%	98.8%	100.0%	98.8%	100.0%
内用薬	99.8%	100.0%	14.2%	21.8%	14.2%	21.8%
注射薬	99.9%	100.0%	30.7%	35.5%	30.7%	35.5%
外用薬	99.4%	100.0%	3.5%	4.9%	3.5%	4.9%

元梱包装単位	商品コード		有効期限		製造番号・製造記号		数量	
	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016
特定生物由来製品	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生物由来製品	99.3%	100.0%	99.3%	100.0%	99.3%	100.0%	99.3%	100.0%
内用薬	72.4%	80.8%	70.5%	75.0%	70.5%	75.0%	69.6%	75.0%
注射薬	66.3%	82.6%	63.3%	75.0%	63.3%	75.0%	62.8%	75.0%
外用薬	64.9%	71.7%	58.3%	59.1%	58.3%	59.3%	58.4%	59.2%

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜㊦かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞</p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p>						<p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p>	<p>重複投薬の件数等【見える化】</p>
<p>＜㊧平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞</p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>				平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応				
	《厚生労働省》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>《厚生労働省》</p> <p>＜㊦かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞</p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施</p> <p>「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進</p>						<p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p>	<p>重複投薬の件数等【見える化】</p>
<p>＜㊧平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞</p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>				平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応				

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目：⑯かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す
 ⑰平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
「患者のための薬局ビジョン」の取組	<p>平成28年度予算から患者のための薬局ビジョン推進事業において、患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業を開始している。事業終了後に都道府県から報告を受けており、優良事例の展開を促進するために、自治体担当者や地域の薬剤師会を集めた会議等で事例を報告している。</p> <p>また、平成29年度には、各都道府県の患者のための薬局ビジョン推進事業におけるテーマ別モデル事業の担当者を集め、各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開を促した。</p>	<p>平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。さらに各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し、関係自治体・関係団体への配布を予定している。</p>
調剤報酬についての見直し	<p>調剤報酬について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。その結果も踏まえ、平成30年度調剤報酬改定に向けて、中医協において検討。</p>	<p>中医協の議論を踏まえ、平成30年度調剤報酬改定を実施。</p>

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑨かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞</p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p>						<p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p>	<p>重複投薬の件数等【見える化】</p>
<p>＜⑩平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞</p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>				平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応				
	《厚生労働省》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑨かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞</p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施</p> <p>「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進</p>						<p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p>	<p>重複投薬の件数等【見える化】</p>
<p>＜⑩平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞</p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>				平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応				

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目：⑯かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す
 ⑰平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数	増加	-	N	2016年度に予算事業を実施し、当該KPIの対象となる薬局の定義について検討、本年度にその定義を決定し、その進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項の省令改正を公布したところであり、平成31年内に都道府県の受付システムが整い次第、把握予定。
	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数	増加	386,422件 (平成28年6月審査分)	N	かかりつけ薬剤師・薬局の推進のため、平成28年度予算から「患者のための薬局ビジョン推進事業」を実施している。平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。
	重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数	143,003件以上 (2020年度) ※2014年までの直近3年(6月時点)の平均件数の2倍以上	289,785件 (平成28年6月審査分)	A	かかりつけ薬剤師・薬局の推進のため、平成28年度予算から「患者のための薬局ビジョン推進事業」を実施している。平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。なお、当該調剤報酬については、2016年度の診療報酬改定により算定要件の見直しを行ったため、実績値は単年で表示している。
	各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数	見える化	-	F	2016年度の件数は2017年度内に把握予定。
	調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数	増加	-	N	2016年度の件数は以下の事項が把握でき次第、公表予定。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料：8月下旬以降 ・居宅療養管理指導費等：介護保険事業状況報告年報公表時(公表時期は未定)
	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2020年9月)	-	N	・次回の医薬品価格調査の公表は2017年12月を予定 ・最近の調剤医療費の動向における後発医薬品の使用割合の最新値は68.6%(2017年3月)であり、後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られる。 ・このため、品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。 ・診療報酬上の使用促進策については、中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。 ・都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画(2018～2023年度)の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。
重複投薬・相互作用防止の取組件数	143,003件以上 (2020年度) ※2014年までの直近3年(6月時点)の平均件数の2倍以上	上記「重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数」参照			
第二階層	重複投薬の件数等	見える化	上記「各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数」参照		

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜④診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明＞</p> <p>保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施</p> <p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p>							
	<p>＜厚生労働省＞</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜④診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明＞</p> <p>保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施</p> <p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p>							

重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目：⑩診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
診療報酬改定の内容の周知	平成30年度診療報酬改定に向けた議論について、中医協の資料及び議事録を公開。	平成30年度診療報酬改定において、答申時の個別改定事項の公開や説明会の実施により、広く国民に周知する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
年金	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<p>＜㊦社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞ ＜(i)マクロ経済スライドの在り方＞</p> <p>年金額の改定のルールの見直しについて、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>＜(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞</p> <p>短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>＜(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞</p> <p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえて、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>＜(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方を見直し＞</p> <p>高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方を見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p> <p>＜㊦(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省＞</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
年金	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<p>＜㊦社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞ ＜(i)マクロ経済スライドの在り方＞</p> <p>マクロ経済スライドがその機能を発揮できるようその未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賞金に合わせた年金額の改定により現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した</p> <p>＜(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞</p> <p>中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、第192回臨時国会において成立した</p> <p>年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>＜(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞</p> <p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえて、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>＜(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方を見直し＞</p> <p>高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方を見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p> <p>＜㊦(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省＞</p>							

重要課題：年金

改革項目：㊫社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討
 (i)マクロ経済スライドの在り方
 (ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大
 (iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方
 (iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
年金額の改定ルールの見直し	マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案(年金改革法案)を提出し、第192回臨時国会において成立した。	マクロ経済スライドの未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入(2018年4月施行)や、賃金に合わせた年金額の改定(2021年4月施行)に向け引き続き準備を行っている。
短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大	中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案(年金改革法案)を提出し、第192回臨時国会において成立した。	年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
年金受給の在り方について検討	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案(年金改革法案)を提出し、第192回臨時国会において成立した。	高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、関係審議会等において検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方の検討	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案(年金改革法案)を提出し、第192回臨時国会において成立した。	高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証(2019年)に向けて、関係審議会等において検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
個人所得課税についての議論	2016年11月に「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」をとりまとめ、政府税制調査会において議論を行った。	総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ議論を行う。

重要課題：生活保護等

改革項目：⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
生活保護受給者の後発品の使用割合	先発医薬品を使用する者に対する指導に引き続き取り組んでいる。2017年度からは、外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施に取り組んでおり、後発医薬品の使用割合は着実に向上している。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定
頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化	頻回受診と認められる者に対する指導に引き続き取り組んでいる。2017年度からは、受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施を進めている。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。
生活保護受給者の健康管理支援の在り方	2017年5月の「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会における議論のとりまとめ」（「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」）を踏まえ、同月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会を開催している。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、生活保護受給者に対するデータヘルスの実施を推進する。
就労意欲の向上の観点等を踏まえた見直しによる生活保護制度の適正化の推進	被保護者に対する就労支援を着実に推進するとともに、2017年度から、障害者等への就労支援のノウハウを持つ福祉専門職による効果的な就労等の支援を図る事業を被保護者就労準備支援事業のメニューに追加した。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
生活保護制度全般についての検討	2017年5月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会を開催している。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会において検討し、検討の結果等に基づいて必要な措置を講ずる。（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度						
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上でKPIについては、2016年度に再検討 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】 頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】 就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年度までに75%、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】		
	<④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し>									
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年度までに75%とするともに、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する									
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進									
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討									
生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進										
生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進										
2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)										
《厚生労働省》										

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】 頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】 就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年度までに75%、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】	
	<④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し>								
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年度までに75%とするともに、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する								
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進								
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討								
生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進									
生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進									
2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)									
《厚生労働省》									

重要課題：生活保護等

改革項目：⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

	KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	就労支援事業等の参加率	60% (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中。(2017年末を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率	100% (毎年度)	99.88% (2016年度)	B	2016年度において1自治体を除く全自治体が策定しており、2017年度の数値について集計中。(2017年度末を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定。
	頻回受診対策を実施する自治体	100% (毎年度)	100% (2016年度)	A	2016年度において、全自治体が頻回受診対策を実施しており、2017年度の数値について集計中(2017年度末を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。
第二階層	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	50% (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
	「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)	45% (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
	就労支援事業等を通じた脱却率	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定)
	就労支援事業等の自治体ごとの取組状況	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定)
	「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上でKPIについては、2016年度に再検討 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】 頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】 就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年度までに75%、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	<㊸就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <㊸生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <㊸平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し>							
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年度までに75%とするともに、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する							
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進							
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討							
	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進							
			2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)					
	《厚生労働省》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】 頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】 就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年度までに75%、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	<㊸就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <㊸生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <㊸平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し>						
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年度までに75%とするともに、2017年度において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する						
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進						
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討						
	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進						
		2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)					
	《厚生労働省》						

重要課題：生活保護等

改革項目：⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応	
第二階層	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合	75%(2017年 央) 80%以上とする 時期について、 2018年度と することを 基本として、 具体的に決 定	69.3% (2016年6月 審査 分)	B	着実に使用割合は伸びており、2017年6月の数値について集計中(2018年1月を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定。
	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合	2014年度比2割以上の割合 (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。
	生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定)
	後発医薬品の使用割合の地域差	見える化	(全国使用割合) 69.3% (2016年6月 審査 分)	F	全国の使用割合は上昇しており、2017年6月の数値について集計中(2018年1月を目途にとりまとめ予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			※本制度は2015年4月に施行されたものであるため施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討
	積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる							
	<厚生労働省>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
	<厚生労働省>							

重要課題：生活保護等

改革項目：④生活困窮者自立支援制度の着実な推進
④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の効率的・効果的運用等	生活困窮者自立支援制度の運用の場面において、支援対象者の状態像に応じたコーディネートを行う一環として、求職者支援制度の活用を行っている。 その活用の徹底を図るため、「生活困窮者自立支援法の施行に当たっての自治体と公共職業安定所との連携について」(平成27年9月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)を発出し、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者に対し公共職業安定所への紹介・案内を通知している。	引き続き、生活困窮者自立支援制度の効率的・効果的運用の推進を図るとともに、支援対象者の状態像に応じて求職者支援制度の活用が図られるよう、両制度の連携強化に努める。
生活困窮者自立支援制度の在り方についての検討	昨年度取りまとめた「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」(平成29年3月17日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会)の内容等を踏まえ、本年5月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催している。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)
雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を、2017年通常国会に提出し、同年3月に成立後、同年4月から施行された。	2019年度まで雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			※本制度は2015年4月に施行されたものであるため施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討
	積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる							
	<厚生労働省>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	<厚生労働省>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	40万件 (2018年度)	222,426件 (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。自立相談支援事業の周知徹底を図るとともに、関係機関から自立相談支援事業につないでもらえるよう関係機関の制度等に対する理解促進を図る。
	自立生活のためのプラン作成件数	年間新規相談件数の50% (2018年度)	30.0% (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。
	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	プラン作成件数の60% (2018年度)	47.8% (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。
	自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数	見える化	5,278件 (2016年5月)	F	2017年度の数値は2018年7～8月頃に把握。
第二階層	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	75% (2018年度)	71.0% (2017年3月末)	A	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。引き続き、自立相談支援事業におけるアセスメントにより対象像に応じた就労支援メニューにつなげていくとともに、就労準備支援事業等の着実な実施により、一般就労への移行を促進する。
	継続的支援者対象者の1年間でのステップアップ率 ※「自立意欲等」、「経済的困窮」、「就労」に関する状況が改善している者の割合	90% (2018年度)	67.2% (2017年6月末)	A	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計相談支援事業等を効果的に用いた伴走型支援を行うことにより、左記ステップアップ率の向上を図っていく。
	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果	見える化	①プラン作成支援により就労した者、増収した者 (全国計) 22,714人 (2017年3月末) ②プランを作成せず、他機関につないだ後に就労した者、増収した者 (全国計) 10,073人 (2017年3月末)	F	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			※本制度は2015年4月に施行されたものであるため施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討
	積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる							
	<厚生労働省>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	<厚生労働省>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】

重要課題：生活保護等

改革項目：④生活困窮者自立支援制度の着実な推進
 ④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第二階層	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況	見える化	(全国実施割合) ①就労準備支援事業:39% ②家計相談支援事業:34% ③一時生活支援事業:26% ④子どもの学習支援事業:47% ⑤生活保護受給者等就労自立促進事業:84% (2016年度)	F	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。